

官報

号外 平成二年六月十九日

○第百十八回 衆議院會議録 第二十八号

平成二年六月十九日(火曜日)

議事日程 第十九号

平成二年六月十九日

正午開議

- 第一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案(内閣提出)
- 日本国憲法第八條の規定による議決案
- 山本農林水産大臣の農業基本法に基づく平成元年度年次報告及び平成二年度農業施策、林業基本法に基づく平成元年度年次報告及び平成二年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく平成元年度年次報告及び平成二年度沿岸漁業等の施策についての発言及び質疑

午後零時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案を議題といたします。

委員長(報告を求めます。社会労働委員長畑英次郎君。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔畑英次郎君登壇〕

○畑英次郎君 ただいま議題となりました食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、食鳥肉等に起因する衛生上の危害を防止するため、食鳥処理の事業を都道府県知事の許可制とする等必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けようとするもので、その主な内容は、

第一に、この法律は、食鳥処理の事業について衛生上の見地から必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする

平成二年六月十九日 衆議院會議録第二十八号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案

因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする

第二に、食鳥処理業者は、一定の構造・設備基準に適合した食鳥処理場ごとに都道府県知事等の許可を受けなければならないものとし、食鳥処理場ごとに食鳥処理衛生管理者を置き、衛生管理基準に従って食鳥処理等を行わなければならないこと

第三に、食鳥処理業者は、処理を行うすべての食鳥等について、都道府県知事の行う食鳥検査を受けなければならないこととし、その検査は厚生大臣の指定する者に行わせることができること等であります。

本案は、四月二十五日に参議院から送付され、同日付託となり、五月三十一日津島厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、六月十五日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案

を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長船田元君。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案及び同報告書

〔船田元君登壇〕

○船田元君 ただいま議題となりました生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民が生涯にわたって学習する機会があまり求められていない状況にかんがみ、中央教育審議会の答申を受けて、生涯学習の振興施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図るために、国及び地方公共団体を通じて必要な措置を定めようとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、目的及び学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮すること等を定めるとともに、都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するための事業に関し、その推進体制の整備を図るよう努めるものとし、その体制の整備に関し、文部大臣が望ましい基準を策定すること、

第二に、都道府県は、特定の地区において、生涯学習に係る機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しながら行うことに関する地域生涯学習振興基本構想を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を申請することができることとし、さらに、民間事業者に対する資金の融通の円滑化などの業務を行う基金等について規定すること、

第三に、文部省に生涯学習に係る重要事項等を調査審議する審議会を設置するとともに、都道府県に都道府県生涯学習審議会を設置することができることとする。

平成二年六月十九日 衆議院會議録第二十八号

このほか、本案は、平成二年七月一日から施行すること。

などであります。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。内閣委員長岸田文武君。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。内閣委員長岸田文武君。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。内閣委員長岸田文武君。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。内閣委員長岸田文武君。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。内閣委員長岸田文武君。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。内閣委員長岸田文武君。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。内閣委員長岸田文武君。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。内閣委員長岸田文武君。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。内閣委員長岸田文武君。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。内閣委員長岸田文武君。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。内閣委員長岸田文武君。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案 日本国憲法第八條の規定による議決案 山本農林水産大臣

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日本国憲法第八條の規定による議決案を議題といたします。

し、直ちに採決いたしましたところ、賛成多数をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

たしてあります。

しかし、一方では、海外農産物との競合の強まり、農業労働力の高齢化等の諸問題に直面し、また、ガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉が本格化するなど厳しい状況にあります。

このような状況のもとで、今回の報告におきましては、我が国農業・農村が一層の発展を図るための課題を検討し、農業の生産性向上や需要の変化への対応の状況、さらには農村社会の活性化への取り組み状況等について記述したところであります。

そして、今後の農政の重要課題として、生産性の向上を基本に、需要の変化に的確に対応するよう市場適応を強める必要があること、ウルグアイ・ラウンドの交渉結果に世界最大の農産物輸出入国としての我が国の立場が適切に反映されるよう努めること、中山間地域を初め、農村の定住条件の総合的整備が不可欠であること等を訴えております。

以上の観点に立ち、平成二年度には、農業の体質強化を目指した構造政策等を推進するとともに、需要の動向に応じた生産性の高い農業の展開、中山間地域を初めとする農山村の活性化、先端技術の開発普及、食品産業の振興と流通対策の推進など各般の施策を総合的に推進していく所存であります。

第二に、林業について申し上げます。

近年、国土保全、林産物生産など国民生活に重要な役割を果たしている森林に対し、国民の要請は一層多様化しております。一方、木材の需要量は高い水準にあります。国内森林資源が充実しつつある中で、国産材の供給量は停滞を続けております。また、海外においては、熱帯林の減少など地球規模での環境問題に対する関心が高まっております。森林整備の重要性への国際的認識が深まっております。

このような状況のもとで、今回の報告におきましては、国民のニーズにこたえる木材の供給、国

たる国民の要請にこたえる多様な森林の整備、国産材の低コスト安定供給体制の整備、担い手対策の強化、林業、木材産業と山村の振興など各般の施策を総合的に推進していく所存であります。

第三に、漁業について申し上げます。

最近の我が国水産業をめぐる情勢を見ますと、昭和六十三年の漁業生産額が四年ぶりに増加するなど若干の明るい材料も見られますが、国際規制の一層の強化、近海資源の悪化など厳しい状況が続いております。

このような状況のもとで、今回の報告におきましては、水産物需給の現況、生産構造の変化、公海漁業をめぐる動き等に重点を置いて記述し、今後、我が国漁業が目指すべき基本的方向として、周辺水域の最大限の活用、水産物需給及び価格の安定、経営基盤の強化と活力ある漁村の形成、国際社会に対する積極的な貢献を図ること等を訴えております。

以上の観点に立ち、平成二年度には、我が国周辺水域の漁業振興、漁業生産基盤の整備、海外漁場の確保及び海洋水産資源の開発、水産業経営対策の充実、水産物の流通・消費対策の充実など各般の施策を総合的に推進していく所存であります。

以上をもちまして、農業、林業及び漁業の各年次報告並びに講じようとする施策の概要の説明を終わります。(拍手)

國務大臣の発言（農業基本法に基づく平成元年度年次報告及び平成二年度農業施策、林

通告があります。順次これを許します。北沢
易君。

〔北沢清功君登壇〕

北沢清功君 私は、日本社会党・護憲共同を代表しまして、ただいま報告されました農林漁業三書につきまして、総理並びに関係大臣に質いたします。

の役割を喪失したと言われる農業基本法が制定されるのと軌を一にして、農業の指針ともいふものとして公表されるようになったのが農業基本法であります。

過疎の三重苦の中で、どうしたら農業を維持するか、その将来の指針とも展望ともいふべきを強く求めているのであります。

理、農業白書の副題に、「市場適応型農業の品」と農村地域の活性化」と唱えるだけあって、需給の変化と農業、食品産業の分析、解明には多くの資料を駆使して、なるほど加工、

を含めた食品産業の需要に応じた、いや奉仕農業生産構造に転換しなればならないのか、いわれる白書であります。しかし、白書に示された市場適応型農業についての分析はあつて

その具体的処方せんは見当たらな
いと言つて
言では
ありません。言うならば、農政の基本
ともい
うべき食糧の自給、何をいつまで
にど
度つくるかという農政の哲学が見
当たら
ない
あります。

年七月の自民党にとつては悪夢のような参議院選挙では、消費税、政治改革、農業問題と世に三ツ点セットの選挙で農政不信のあらしが吹き

しかも、その後の衆議院選挙では、自民党農政の柱ともいうべきコスト削減、内外価格差縮小をかなぐり捨てて、生産者米価を据え置き、減反面

積さえも据え置かざるを得なかったのは、農業者の農政不信をかわす小手先の対症療法と言わざるを得ないのであります。その証拠には、これほど農政の転換があるのに、農業白書には一行も触れられていないのはどういふわけでしょうか。総理

及び農林水産大臣の御見解をお伺いをいたしたいのであります。

今、全国の農業者が重大な関心を持ち、その成り行きを注目しているのが、農政審答申を受けての自主流通米の市場形成の場であります。本年産

米から実施しようというのに、取引数量、値幅制限、市場運営主体など、実に不確定要素が多く、生産者に重大な不安を与えています。この市場形成が政府案で実施されると、需給価格化された自

主流通米を基礎に政府米は下支え価格と麥質され、政府買入れ米の削減との見合いで事実上の買入れ制限が強化されることが予想されるのであります。

また、政府の米価抑制、自主流通米の価格差の拡大とともに、作柄の変動によって買い占めや米価の乱高下、産地間競争の激化など、何ら歯どめがないままに国民の主食である米の生産、流通の

混乱が予想されるのであります。しかも、米の国家管理と生産調整のなし崩しが進むと、日本の米はガット十一条二項の例外規定となり、米の一部輸入の外圧は完全自由化を迫る外圧に変わり、米市場開放に道を開きかねないものと思わざるを得

牛・豚・鶏の例を見るまでもなく、自由化
はいたしませんとの舌の根も乾かぬうちに自
ません。

総理、我が国農業の将来を決定するものとして、ウルグアイ・ラウンドでの米問題が、生産者はもとより、国民の間で重大な関心を呼んでおり

ます。ことしは正念場年であるだけに、生産者の不安も強く、国民の主食である米の自給について、それほど本気で日本の立場を理解させることができるかが注目されております。白書では、国内での完全自給の方針とこれまでの交渉過程を述べ

べるにとどまっております。しかし、今こそ米市場開放の不当性を明らかにし、なぜ米を自給をしなければならぬかを強く主張しなければなりません。同時に、集中豪雨的な輸出中心の産業構造から内需拡大、福祉国家への産業構造の転換な

ど、具体的なプログラムを示し、国民の理解を求めるべきだと存じますが、いかがでしょうか。総理及び外務大臣に御見解をお尋ねしたいのであります。

本来、米は日本人の主食であります。その貿易は、自然や文化とは関係なく合理性と利潤を徹底して追求できる工業製品の貿易と異なり、国際分業論になじまないものと言わざるを得ません。国

際には主食である米の自給に努めるのは常識であり、輸出は、過剰基調である我が国へではなく、不足国に対して輸出するのが米貿易本来のあり方であります。我が国の農産物の自由化の度合

い、大量の食糧輸入の現状を見れば、米の自給方針は国際的にも通用するものと考えるものであります。

総理、今日、ECはもちろん、アメリカでさえ、農畜産物については強い国境調整を行い、国

内農業を保護していることは周知の事実であります。これらの国が、他國に農畜産物の輸入を訴えながら、一方で自國の農畜産物には多額の輸出補

平成二年六月十九日 衆議院會議録第二十八号

助金をつけ、対外ダンピングを行つてゐるのが現実であります。こうした現実を踏まえ、ウルグアイ・ラウンドでの新しい国際ルールを確立しなければなりません。

このため、食糧自給率の著しく低い国の基幹作物の自給率を高め、維持するために、カロリーベースの自給率六〇ないし七〇の基準を設定をし、一定の輸入制限のできる道を認め合うことを主張すべきだと考えますが、総理及び農林水産大臣の御所見をお伺いしたいと存じます。(拍手)

次に、林業問題についてであります。

今日は地球環境保全問題が世界的な関心の的となつてゐるときはあります。我が国においても、緑に対する国民の要請は高まつております。それだけに、林業白書では、我が国の森林・林業の実態を率直に国民に知らせ、ともに解決しようという姿勢に立たなければなりません。白書では森林資源は増加したといいますが、間伐のおくれからみれば、森林がふえて、しかも間伐材の四五％が捨てられたままであります。熱帯雨林の乱伐が心配されてゐる今日、ベトナムの薪炭材伐採の一割に当たる森林資源が山で腐つてゐるのです。白書は、森林資源を積極的に生かす提案をすべきではなかつたでしょうか。農林水産大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

総理、中でも森林・林業の中心的役割を果たす国有林野事業は、近年、財政事情の悪化から来る基幹的要員の削減、施策の後退などにより、森林資源の有効な活用、自然環境保全に重大な影響を及ぼすことが懸念をされます。この国有林の機能を十二分に発揮させるためにも、効率化、自助努力に重点を置いた改善計画の見直しを図るとともに、累積債務の解消、一般会計からの助成の強化、基幹労働力の確保などにより、真に国民の山にふさわしい積極的な施策を進めるべきであると考へます。大蔵大臣及び農林水産大臣の御所見をお伺いしたいのであります。

農業基本法、林業基本法及び沿岸漁業等振興法に基づき平成元年度年次報告及び平成二年度施策についての発言に対する北沢清功君の質疑

最後に、漁業問題についてであります。農業とともに国民の食生活に欠かさないたんばく質を供給する漁業は、その中核を占めてきた遠洋漁業が、一九七七年以来北洋漁業を中心に撤退に撤退を重ね、その漁獲量を大きく後退させてまいりました。この間、戦後の食糧問題解決に大きく貢献をいたしました捕鯨業は、本年度にモントリアム見直しを前提として、一九八七年に中止のやむなきに至りましたが、その復活のめどすら立たないばかりか、国連での公海における流し網禁止についての決議案の採択、さらに、ソビエトにおける一九九二年度よりサケ・マスの中取り禁止の主張など、それが現実に実施されるならば、北洋漁業を初めとする我が国遠洋漁業は壊滅的な状態となり、北海道など当該漁業に依存してきた地域経済は大打撃を受けるものと推測をいたしますが、政府はどのようにに対処される方針なのか、農林水産大臣の御所見をお伺いしたい。

以上、私は、三白書に関連して、当面の重要課題について質問いたしました。第一次産業と云われる農林水産業が衰退の一途をたどつてゐるに当たり、関係者に勇気を与え、あすに立ち向かへる政府の力強い御答弁を要請いたしまして、質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 北沢議員にお答えを申し上げます。

農政の推進に当たっては、農家の方々が将来を見通しつゝ希望を持って農業を営める環境をつくり上げることが重要と認識をいたしてまいりました。このため、先般閣議決定をいたしました「農産物の需要と生産の長期見直し」等を指針として、農業構造の改善、すぐれた担い手の育成、技術の開発普及など、諸般の施策を総合的に展開してまいり考へてあります。

また、農業の持つ多面的な役割を重視して、条件の不利な中山間地域を初め、農山村の活性化を図つてまいり考へてございます。

米問題につきましては、今後とも国内産で自給するとの基本的な方針で対処してまいります。

このような方針を実現するために、我が国は、ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、食料安全確保等の観点から、基礎的食料については所要の国内生産水準を維持するために必要な国境調整措置を講じ得るよう提案を行つてゐるところでありまして、今後の交渉において我が国の考へ方が適切に反映されていきますように、全力を挙げて取り組んでまいり覚悟であります。

次に、総理からもお答えがございましたが、ウルグアイ・ラウンド農業交渉についてであります。我が国といたしましては、国民の主食である米のような基礎的食料につきましては所要の国内生産水準を維持することが必要であると考へており、これに必要な国境調整措置をガット上講じ得ることができるよう、ウルグアイ・ラウンド農業交渉の場で提案をしてゐるところであります。今後の農業交渉におきましては、食料輸入国の立場に立ちました我が国の提案が実現できますよう、全力を挙げて取り組んでまいり覚悟であります。

〔国務大臣(山本富雄君)登壇〕

○国務大臣(山本富雄君) 北沢議員の御質問にお答え申し上げます。

農政の推進に当たりましたは、農家の方々が将来を見通しつゝ誇りと希望を持って農業を営める環境をつくり上げることが重要であるというふうに認識をしております。このため、先般閣議決定いたしました長期見直し等を指針として、生産性向上と食料供給力の確保を基本に、すぐれた担い手の育成、生産基盤の整備、技術の開発普及など、諸般の施策を総合的に進めてまいります。また、生活環境の整備等により、住みよい農村づくりに努めてまいります。

次に、自主流通米についてであります。

自主流通米の価格形成の場は、昨年六月の農政審議会報告において、市場原理がより生かされる仕組みとする観点から提言をされております。これは、自主流通米が米流通の主体を占めるようになってゐるという状況を踏まえ、産地、品種、銘柄ごとの需給動向や品質評価を的確に反映した価格形成を図ることをねらいとしておるものであります。

したがひまして、あくまでも食糧管理制度の枠組みの範囲内で実施されるものであり、今後とも米は国内産で自給するとの基本的方向で対処していくこととしております。

今後、森林整備を一層推進していく上で、御指摘の間伐材の有効活用を初めといたしまして、森林資源の有効利用を図ることは極めて重要な課題であると考えております。

このため、今回の白書におきましては、間伐材を含め、消費者ニーズに合った木材の用途拡大と新たな利用技術の開発、国産材の低コスト安定供給体制の整備等の重要性について指摘をしてゐるところでございます。

次に、国有林野事業についてであります。

森林・林業に対する国民の期待は高まつてゐる中で、国有林野事業が今後ともその使命を十分果たしていくためには、早急に経営の健全性を確立することが重要であります。

このため、現在、国有林野事業の累積債務対策等を含めた総合的対応策につきましては林政審議会等で御検討を願つてゐるところでありまして、その結果を踏まえ、適切に対処してまいりたいと考へております。

次に、今後の遠洋漁業対策についてであります。

北洋サケ・マス漁業を含む我が国遠洋漁業が、地域経済上一定の役割を果たしてゐることは十分認識をしております。このため、所要の対外協議

に努める一方、再編整備を行うことが不可避な漁業につきましまして、昨年十二月に閣議了解された国際漁業再編対策に基づく施策等について、事態の推移に応じ、政府全体の問題として適切に対処していく所存であります。(拍手)

〔内閣総理大臣中山太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(中山太郎君) 北沢議員にお答え申し上げますが、既に米に関する問題は総理並びに農水大臣から御答弁を申し上げておりますので、その内容については省略させていただきますが、政府としては、このガット・ウルグアイ・ラウンド交渉におきまして粘り強く我が方の主張を主張し続けてまいる所存でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 私についてのお尋ねは、国有林野事業についてでございます。国有林野事業につきましては、基本的には独立採算で運営すべきものとされておりますが、現下の厳しい国有林野事業の財政状況、財務状況にかんがみまして、臨時的なものとして一般会計からの繰り入れを実施しているところであります。先ほど農林水産大臣からの御答弁にもありましたように、現在林政審議会におきまして、林政の新たな展開と国有林野事業の抜本的改革に向けて検討を行っておられるということでありますが、いずれにいたしましても、引き続き徹底した自主的な改善努力と所要の財政措置によりまして、国有林野事業の経営の健全性確保に必要な基本的な条件の整備を図っていく所存であります。(拍手)

○農林水産大臣(橋本龍太郎君)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕 倉田米喜君。倉田米喜君登壇。私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま報告のありました農業、漁業、林業の三白書に関し、総理を初め関係閣僚に対し質問いたします。

○倉田米喜君

第一には、総理に対し、農林漁業政策についての基本的な考え方を尋ねたい。近年、我が国農業は一段と衰退へのテンポを速め、その産業的基盤は脆弱化の様相を色濃くしておりますが、その現状は今回の白書にも明確になっております。

ちなみに、労働者五人規模以上の製造業資金に対する農業所得の割合は、昭和五十年で六二・五％あったものが、六十三年で三四・四％へ大きく低下し、また、基幹的な男子農業専従者のいる高いレベルの専業農家であっても、一人当たりの家計費は、勤労者世帯と比べ、昭和六十三年で八五・八％の水準にすぎません。農産物の総合自給率も、欧米先進諸国が一様に向上させている中であって、ついに昭和六十二年にはカロリー換算で四九％へ落ち込んでいます。中学、高校、大学を卒業して農業に就業する数も年々低下し、昨年は何と全国でわずか二千二百人。これは、日立製作所の新入社員三千七百人も遠く及ばない数となっております。

これら数字の合間からは、将来の不安におびえ、汗と土にまみれながら呻吟する農家の声が、あたかも全国の津々浦々から聞こえてくるようではございませんか。

こうした現状は、ひとえに経済効率のみを重視し、生産性の低い農業については長期展望のないまま場当たり的に対応してきたこれまでの農政が、ついに破綻したことを物語るものであります。一見手厚く保護してきたかのような政府による各種施策も、実は農家の経営を守り育てるという視点を欠いた農民不在の農政でしかなかったというほかありません。

加えて、林業、漁業をめぐる現状とその原因についても、農業の場合と大同小異であり、その政府の責任も重かつたであります。総理、こうした農林漁業の窮状を打開し、農林漁業者の経営と生活に明るい展望をもたらすためには、これまでの政策に対する謙虚な反省と厳し

い分析を行い、二十一世紀をにらんだ明確な政策の確立と、従来にならぬ気迫に満ちた実行力が問われるところでありますが、まず総理の基本的な御見解を賜りたい。

第二には、ガットの農業交渉、とりわけ米の輸入自由化問題についてお尋ねいたします。

現在、ウルグアイ・ラウンドの農業交渉においては、本年十二月の交渉妥結を目指し、新しい農産物貿易のルールづくりに向けた交渉が行われており、その中で我が国の米自由化問題が正念場を迎えようとしております。もとより米は、我が国農業、食糧の基本をなす重要な農産物であり、したがって、この米輸入自由化問題への対応は極めて慎重でなければなりません。この米の輸入自由化問題について、交渉に臨む政府の基本方針、見通しをまずお聞かせたい。

次に、この米の輸入自由化の問題のほかに、ガット交渉においては軽視できないもう一つの問題があります。それは、米国の提案が我が国の農業政策にそのまま適用されると、農業の近代化にとって不可欠な基盤整備や融資制度等までが廃止ないし削減の対象になるということも明確になっていくという点であります。これは、我が国農業にとって、ある意味では米の輸入自由化問題以上に深刻な問題となりかねません。政府はこの問題についてどのような基本方針で臨んでおられるのか、また、この交渉の見通しについて、総理並びに農林水産大臣のお考えをお伺いしたい。

最後に、農業の構造政策の問題についてであります。

今回の白書は、「農業労働力の高齢化が全国的に進行しているなかであって、昭和一けた世代が農業からリタイアする時期が近づいている」とみられ、今後、高齢農業労働力が急速に減少する可能性が大い。こうした世代交代に伴う農業労働力の減少は、地域によっては、農業生産の維持・発展の支障となることが懸念される反面、農地の流動化や農業生産の組織化等による地域農業の再編

が進展する契機になるとみられる。」と述べています。これまで我が国農業生産の担い手として大きく貢献してこられた昭和一けた世代の皆様の急速な引退が、我が国農業にとって悲観要素となるのか、あるいは構造政策を進展させていく上での楽観要素となるのか。万一の対応によっては、我が国農業が全面的な崩壊さえ招きかねないという警告する専門家が少なくありません。しかし、いずれにせよ、これからの十年ないし十五年間は、国際化時代への対応とあわせ、この構造政策の展開という課題がますます重要な時期となることは確かであります。

政府が、地域における構造変化を踏まえ、的確な政策目標とそれに至るまでの具体的なプロセスを明示し、実効性ある構造政策の推進により、今こそ我が国農業の再構築を図るべきであると考えますが、農林水産大臣、いかがでありますか。

以上三点に絞ってお尋ねし、私の質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 倉田議員にお答えいたします。

農林漁業の現状認識と将来展望についてということですが、農林水産省は、食料等の安定供給のほか、活力ある地域社会の維持、国土・自然環境の保全など、我が国の経済社会と国民生活の土台を支える重要な役割を果たしているものと認識しております。

平成二年六月十九日 衆議院會議録第二十八号

盤や国産材の供給体制の整備、担い手の育成確保などを総合的に進めたいと思ひます。

さらに、水産業につきましては、国際規制の一層の強化、我が国周辺水域における資源状態の悪化に対処し、つくり育てる漁業の推進等を通じた漁業の振興、国際漁業情勢への的確な対応等に努めてまいりたいと思ひます。

ウルグアイ・ラウンドについてお述べになりましたが、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、農業生産の持つ特殊性や農業が果たしている多様な役割が適切に配慮されますように、積極的に対応しておるところであります。昨年十一月には、食料安全保障等の観点から、基礎的食料については、所要の国内生産水準を維持するために必要な国内調整措置を講じ得るよう提案を行ったところでございます。

今後、輸入国として我が国の立場が適切に反映されるよう、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思ひます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣山本富雄君登壇〕

○国務大臣(山本富雄君) 倉田議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま総理からお答えがございましたが、ウルグアイ・ラウンドの問題でございますが、我が国は、ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、食料輸入国としての立場に立つて積極的に対応しているところであります。

具体的には、昨年十一月に、農業の特殊性や農業が果たしている多様な役割にかんがみ、農業の国内支持、国境保護の撤廃は受け入れられないこと、食料安全保障等の観点から、基礎的食料については、所要の国内生産水準を維持するために必要な国内調整措置を講じ得るものとする、こと等を内容とする提案を行ったところであります。

我が国といたしましては、今後残されました交渉期間の中で、我が国提案の実現に向けて全力を

農業基本法、林業基本法及び沿岸漁業等振興法に基づく平成元年度年次報告及び平成二年度施策についての発言に対する倉田栄喜君の質疑 朗読を省略した議長長の報告

挙げて取り組んでまいりたいと思ひます。

次に、構造政策の推進についてであります。今後、昭和一けた世代の農業者のリタイア等農村社会の構造変化に対処して、生産性の高い地域農業を確立していくことが重要な課題となっております。

このためには、地域の実情に応じた農業の方向づけに沿って、農地の売買や貸し借り、あるいは農作業の受委託などを進め、中核農家の規模拡大や生産の組織化等を促進する必要があります。

具体的には、農業生産基盤の整備を図りつつ、多様な手法による農地流動化施策を実施するほか、農村地域での安定的な就業機会の確保等、実効ある構造政策を推進していくことが大事であるというふうに考えております。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 海部 俊樹君
外務大臣 中山 太郎君
大蔵大臣 橋本龍太郎君
文部大臣 保利 耕輔君
厚生大臣 津島 雄二君
農林水産大臣 山本 富雄君
国務大臣 坂本三三次君
出席政府委員
農林水産大臣官房長 鶴岡 俊彦君

○朗読を省略した議長長の報告

(通知書受領)

一、去る十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律

市民農園整備促進法

証券取引法の一部を改正する法律

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第三項の別

に法律で定める日を定める法律

地方交付税法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

国会議員互助年金法の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律

一、昨十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律

律

(政府委員承認)

一、昨十八日、櫻内議長は、海部内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十八回国会政府委員に任命することを承認した。

北海道開発庁計画監理官 平工 剛郎

大蔵省関税局長事務代理 吉田 道弘

(政府委員任命)

一、昨十八日、海部内閣総理大臣から櫻内議長あて、十八日議長において承認した平工剛郎外一名を、同日第百十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨十八日、海部内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百十八回国会政府委員中左記のとおり異

動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日 動

官職名 氏名 官職名 年月日 動

北海道開発庁計画 竹中 勝好 (退職) 平二六六

監理官

(政府委員解任)

一、昨十八日、海部内閣総理大臣から櫻内議長あて、同日(大蔵省関税局長)津島雄光の第百十八回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山口那津男君 補欠 義彦君

三浦 久君 補欠 東中 光雄君

文教委 義彦君 補欠 山口那津男君

東中 光雄君 補欠 三浦 久君

辞任

新井 将敏君 補欠 笹川 堯君

塩谷 立君 補欠 福田 康夫君

越中 義彦君 補欠 山口那津男君

米沢 隆君 補欠 菅原喜重郎君

笹川 堯君 補欠 新井 将敏君

福田 康夫君 補欠 塩谷 立君

山口那津男君 補欠 越中 義彦君

菅原喜重郎君 補欠 米沢 隆君

社会労働委員

辞任

古賀 誠君 補欠 金子 一義君

村岡 兼造君 補欠 井出 正一君

沖田 正人君 補欠 齊藤 一雄君

井出 正一君 補欠 村岡 兼造君

金子 一義君 補欠 古賀 誠君

齊藤 一雄君 補欠 沖田 正人君

古賀 誠君 補欠 齊藤 一雄君

沖田 正人君 補欠 古賀 誠君

齊藤 一雄君 補欠 沖田 正人君

古賀 誠君 補欠 齊藤 一雄君

沖田 正人君 補欠 古賀 誠君

建設委員

辭任

鈴木喜久子君
菅原喜重郎君
沖田 正人君
米沢 隆君
菅原喜重郎君

補欠

沖田 正人君
米沢 隆君
鈴木喜久子君
菅原喜重郎君

辭任

二田 孝治君
森本 晃司君
東中 光雄君
金子 一義君
三浦 久君

補欠

金子 一義君
東 祥三君
三浦 久君
二田 孝治君
東中 光雄君

(特別委員辭任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

交通安全対策特別委員

辭任

補欠

魚住 汎英君
河村 建夫君
近藤 元次君
北川 昌典君
吉田 和子君
和島 一仁君
岡島 正之君
鈴木 俊一君
山本 拓君
須永 徹君
緒方 克陽君
河村 建夫君
近藤 元次君
吉田 和子君
北川 昌典君
和島 一仁君

税制問題等に関する調査特別委員

辭任

補欠

林 義郎君
平沼 赳夫君
村井 仁君
江田 五月君
鳩山由紀夫君
真鍋 光広君
増子 輝彦君
山村新治郎君
中沢 健次君

補欠

真鍋 光広君
増子 輝彦君
井奥 貞雄君
阿部 昭吾君
北村 直人君
村田 吉隆君
平沼 赳夫君
岡田 克也君
小川 信君

中井 治君

井奥 貞雄君

和田 一仁君

北村 直人君

村井 仁君

村田 吉隆君

鳩山由紀夫君

小川 信君

林 義郎君

和田 一仁君

中沢 健次君

阿部 昭吾君

中井 治君

江田 五月君

和田 一仁君

中井 治君

和田 一仁君

林 義郎君

和田 一仁君

村井 仁君

和田 一仁君

金子徳之介君

金子徳之介君

村山 達雄君

村山 達雄君

住 博司君

住 博司君

中谷 元君

中谷 元君

佐藤 敬夫君

佐藤 敬夫君

林 義郎君

林 義郎君

古賀 誠君

古賀 誠君

中沢 健次君

中沢 健次君

吉田 和子君

吉田 和子君

住 博司君

住 博司君

小林 光雄君

小林 光雄君

柳田 稔君

柳田 稔君

東中 光雄君

東中 光雄君

柳田 稔君

柳田 稔君

中井 治君

中井 治君

柳田 稔君

柳田 稔君

中井 治君

中井 治君

柳田 稔君

柳田 稔君

中井 治君

中井 治君

柳田 稔君

柳田 稔君

中井 治君

中井 治君

柳田 稔君

柳田 稔君

中井 治君

中井 治君

柳田 稔君

柳田 稔君

中井 治君

中井 治君

柳田 稔君

柳田 稔君

中井 治君

中井 治君

柳田 稔君

柳田 稔君

中井 治君

中井 治君

柳田 稔君

柳田 稔君

中井 治君

中井 治君

柳田 稔君

柳田 稔君

とおりである。

日本国憲法第八條の規定による議決案(内閣提出、憲議第一号) 内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

優生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

一、去る十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

優生保護法の一部を改正する法律案

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

臨時行政改革推進設置法案

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案

老人福祉法等の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律案

一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

市民農園整備促進法案

証券取引法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

一、昨十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律案

(質問書提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東ドイツ国立フンボルト大学附属「森岡外記念館」存続に関する質問主意書(松浦利尚君提出)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成二年四月二十五日

参議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 櫻内 義雄殿

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 食鳥処理の事業の許可等(第三条・第十四条)

第三章 食鳥処理業者の遵守事項(第十一条・第十四条)

第四章 食鳥検査等(第十五条・第二十条)

第五章 指定検査機関(第二十一条・第三十五条)

第六章 雑則(第三十六条・第四十四条)

第七章 罰則(第四十五条・第五十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食鳥処理の事業について衛生上の見地から必要な規制を行うとともに、食

平成二年六月十九日 衆議院會議録第二十八号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案及び同報告書

鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 食鳥 鶏、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家さんであつて政令で定めるものをいう。

二 食鳥とたい とさつし、及び羽毛を除去した食鳥であつて、その内臓を摘出した後のものをいう。

三 食鳥中抜とたい 食鳥とたいからその内臓を摘出したものをいう。

四 食鳥肉等 その内臓を摘出した後の食鳥の肉、内臓、骨及び皮をいう。

五 食鳥処理 次に掲げる行為をいう。

イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。

ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

六 食鳥処理場 食鳥処理を行うために設けられた施設をいう。

第二章 食鳥処理の事業の許可等

(食鳥処理の事業の許可)

第三条 食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所法昭和二十二年法律第一号)第一条の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市の市長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、その食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 食鳥処理場の名称及び所在地

三 処理する食鳥の種類

四 食鳥処理場の構造及び設備の概要

2 前項の申請書には、食鳥処理場の図面その他の厚生省令で定める事項を記載した図書を添付しなければならない。

(許可の基準)

第五条 都道府県知事は、第三条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第八条又は第九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、第三条の許可の申請に係る食鳥処理場の構造又は設備が厚生省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。

(変更の許可等)

第六条 第三条の許可を受けた者(以下「食鳥処理業者」という。)は、同条の許可に係る食鳥処理場(以下単に「食鳥処理場」という。)の構造又は設備を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、厚生省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

3 食鳥処理業者は、第四条第一項第一号から第

三号までに掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第七条 食鳥処理業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該食鳥処理の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、食鳥処理業者の地位を承継する。

2 前項の規定により食鳥処理業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(食鳥処理の事業の許可の取消し等)

第八条 都道府県知事は、食鳥処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

二 第五条第一項第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

三 第三十六条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第九条 都道府県知事は、食鳥処理業者の食鳥処理場が第五条第二項の厚生省令で定める基準に適合しなくなつたときは、その食鳥処理場の整備改善を命じ、若しくはその整備改善を行うまでの間当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は第三条の許可を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第十条 食鳥処理業者は、自己の名義をもって、他人に食鳥処理の事業を営ませてはならない。

第三章 食鳥処理業者の遵守事項

(衛生管理等の基準)

第十一条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理し、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等を衛生的に取り扱い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(食鳥処理衛生管理者)

第十二条 食鳥処理業者は、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、厚生省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならない。

2 食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、食鳥処理に従事する者を監督しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができない。

一 獣医師

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第百一十一号)に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者

三 厚生大臣の指定した食鳥処理衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

四 学校教育法第四十七条に規定する者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生大臣の指定した講習会の課程を修了した者

食鳥処理業者は、食鳥処理衛生管理者を置いたときは、その日から十五日以内に、都道府県

知事に、その食鳥処理衛生管理者の氏名その他厚生省令で定める事項を届け出なければならぬ。食鳥処理衛生管理者を変更したときも、同様とする。

第十三条 都道府県知事は、食鳥処理衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該食鳥処理衛生管理者に引き継ぎその職務を行わせることが適切でないとき、食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができ、

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
二 前条第二項に規定する職務を怠つたとき。
三 第十五条第六項の規定による確認に係る事項が同項の厚生省令で定める基準に適合してゐなかつたとき。

(休廃止等の届出)
第十四条 食鳥処理業者は、その食鳥処理場を廃止し、休止し、又は休止した食鳥処理場を再開したときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第四章 食鳥検査等
(食鳥検査)
第十五条 食鳥処理業者は、食鳥をとつしうとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。

2 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするときは、その食鳥とたいの体表の状況について都道府県知事が行う検査(以下「脱羽後検査」といふ)を受けなければならない。

3 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その内臓及び食鳥中抜とたいの体表の内側面の状況について都道府県知事が行う検査(以下「内臓摘出後検査」といふ)を受けなければならない。

4 食鳥処理業者は、その食鳥処理場の構造及び設備が厚生省令で定める要件に適合するとき

は、第二項の規定にかかわらず、内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受けることができる。

5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までに規定する検査(以下「食鳥検査」といふ)は、厚生省令で定める方法及び手続により行う。

6 食鳥処理業者が、厚生省令で定めるところにより、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体表の内側面の状況について、第十二条第四項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。

(認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例)
第十六条 一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に關し、その確認の方法その他厚生省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けた食鳥処理業者(以下「認定小規模食鳥処理業者」といふ)は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場における食鳥処理については、前条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

4 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場において食鳥処理をする食鳥の羽数が政令で定める数を超えない範囲内で食鳥処理をしなければならない。

5 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る

食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体表の内側面の状況(次条第三号から第五号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあつては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体表の内側面の状況)について、確認規程(第二項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に定める方法に従つて、厚生省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。

6 都道府県知事は、前項の確認に係る事項が同項の厚生省令で定める基準に適合してゐなかつた場合であつて当該確認を行った食鳥処理衛生管理者に引き継ぎ同項の確認を行わせることが適当でないとき、認定小規模食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができ、

7 認定小規模食鳥処理業者は、厚生省令で定めるところにより、第五項の確認の状況を、都道府県知事に報告しなければならない。

8 認定小規模食鳥処理業者が確認規程を廃止する旨を都道府県知事に届け出たときは、当該認定は、その届け出た日の属する年の翌年の四月一日(その届け出た日が一月から三月までに属するときは、その年の四月一日)までの間、当該都道府県知事の定める日にその効力を失う。

9 都道府県知事は、認定小規模食鳥処理業者に對し、第五項の確認の適正な実施のために必要な技術的な指導及び助言を行うものとする。

(持出し等の禁止)
第十七条 何人も、食鳥検査に合格した後又は前条第五項の厚生省令で定める基準に適合する旨の同項の確認がされた後でなければ、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出してはならない。ただし、次の各

号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 食鳥検査のため必要があると認められる場合において、都道府県(保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ)の職員又は第二十五條第二項に規定する検査員が、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の一部を持ち出すとき。

二 都道府県の職員が、第三十八條第一項の規定により食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の一部を取去るとき。

三 食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。次号において同じ)が、認定小規模食鳥処理業者に脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り渡すとき。

四 食鳥処理業者が、食肉の販売の事業を営む者(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十一條第一項の許可を受けた者に限る)であつて、あらかじめ、厚生省令で定めるところにより、その事務所を管轄する都道府県知事に届け出た者(以下「届出食肉販売業者」といふ)に脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り渡すとき。

五 認定小規模食鳥処理業者が、食鳥処理衛生管理者に食鳥の生体の状況及び食鳥とたいの体表の状況について前条第五項の厚生省令で定める基準に適合する旨の同項の確認をさせた後、他の認定小規模食鳥処理業者に当該食鳥とたいを譲り渡すとき。

六 食鳥処理業者が第十九條に規定する消毒、廃棄若しくは食用に供することができないようにする措置を講ずるため、又は都道府県の職員が第二十三條第三号に規定する廃棄その他の措置を行うため、食鳥検査に合格しなかつた食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は前条第五項の厚生省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥と

平成二年六月十九日 衆議院會議録第二十八号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案及び同報告書

一〇

たい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を持ち出すとき。
七 その他衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。
二 届出食肉販売業者は、脱羽後検査に合格した食鳥とたいを認定小規模食鳥処理業者以外の者に譲り渡してはならない。
(譲受けの禁止)

第十八条 何人も、食鳥処理場以外の場所では食鳥処理をした食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は前条の規定に違反して食鳥処理場の外に持ち出された食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を、食品として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。次項において同じ。)の用に供する目的で譲り受けてはならない。
二 認定小規模食鳥処理業者以外の者は、届出食肉販売業者から、脱羽後検査に合格した食鳥とたいを食品として販売の用に供する目的で譲り受けてはならない。
(廃棄等)

第十九条 食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は第十六条第五項の厚生省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等について、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなければならぬ。
第二十条 都道府県知事は、前条に規定する食鳥が疾病にかかっているため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等が疾病にかかっていた食鳥に係るものであるため食用に供することができないと認めるとき、又は同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは

内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置を採ることができ。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置により、次に掲げる措置の目的が達成される場合においてはこの限りでない。
一 当該食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出を禁止すること。
二 当該食鳥の所有者若しくは管理者、食鳥処理業者その他の関係者に対し、当該食鳥の隔離、食鳥処理場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又はその職員にこれらの措置を講じさせること。
三 その職員に、当該食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等について廃棄その他の措置を講じさせること。

第五章 指定検査機関
第二十一条 都道府県知事は、厚生大臣の指定する者以下「指定検査機関」といふに、食鳥検査の全部又は一部を行わせることができる。
二 前項の指定は、食鳥検査を行おうとする者の申請により行ふ。
三 都道府県知事は、第一項の規定により指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該食鳥検査の全部又は一部を行わねばならないとする。

第二十二条 厚生大臣は、前条第二項の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の指定をしてはならない。
一 職員、設備、食鳥検査の業務の実施の方法その他の事項についての食鳥検査の業務の実施に関する計画が食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
二 前号の食鳥検査の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基

礎及び技術的能力があること。
三 食鳥検査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて食鳥検査の業務が不公正になるおそれがないこと。
二 厚生大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の指定をしてはならない。
一 民法明治二十九年法律第八十九号第三十条の規定により設立された法人以外の者であること。
二 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。
三 第三十三条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
イ 第二号に該当する者
ロ 第二十六条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者
(指定の公示等)

第二十三条 厚生大臣は、第二十一条第一項の指定をしたときは、指定検査機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務及び当該食鳥検査の業務の開始の日を公示しなければならない。
二 指定検査機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は食鳥検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(食鳥検査の業務を行う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事)に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。
三 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(食鳥検査の義務等)

第二十五条 指定検査機関は、食鳥検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、食鳥検査を行わなければならない。
二 指定検査機関は、食鳥検査を行うときは、厚生省令で定める方法に従い、厚生省令で定める要件を備える者(次項及び次条において「検査員」といふ。)に食鳥検査を実施させなければならない。
三 指定検査機関は、検査員が食鳥検査を実施したときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生省令で定める事項を委任都道府県知事に報告しなければならない。
(役員等の選任及び解任)

う。は、その旨を厚生大臣に報告するとともに、当該指定検査機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該食鳥検査の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務及び当該食鳥検査の業務の開始の日を公示しなければならない。
二 指定検査機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は食鳥検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(食鳥検査の業務を行う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事)に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。
三 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(食鳥検査の義務等)

第二十五条 指定検査機関は、食鳥検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、食鳥検査を行わなければならない。
二 指定検査機関は、食鳥検査を行うときは、厚生省令で定める方法に従い、厚生省令で定める要件を備える者(次項及び次条において「検査員」といふ。)に食鳥検査を実施させなければならない。
三 指定検査機関は、検査員が食鳥検査を実施したときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生省令で定める事項を委任都道府県知事に報告しなければならない。
(役員等の選任及び解任)

第二十六条 食鳥検査の業務に従事する指定検査機関の役員は、厚生大臣の認可を受けなければならない。
二 指定検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。
三 厚生大臣は、指定検査機関の役員又は検査員

が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第二十八条第一項の業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は検査員を解任すべきことを命ずることができ、これを變更しようとするときも、同様とする。

(役員及び職員)の地位)

第二十七条 食鳥検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第二十八条 指定検査機関は、厚生省令で定める食鳥検査の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、前項後段の規定により業務規程を變更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした業務規程が食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができ、これを變更しようとするときも、同様とする。

(事業計画の認可等)

第二十九条 指定検査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第二十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は變更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定検査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後

三月以内に、厚生大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十条 指定検査機関は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに食鳥検査の業務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令等)

第三十一条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、食鳥検査の業務に関し監督上必要な命令をすることができ、これを執行せしめなければならない。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした食鳥検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、当該食鳥検査の業務の適正な実施のために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(業務の休廃止)

第三十二条 指定検査機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、食鳥検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 厚生大臣は、指定検査機関の食鳥検査の業務の全部又は一部を休止又は廃止により食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 厚生大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十三条 厚生大臣は、指定検査機関が第二十一条第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて食鳥検査の業務の全部又は一部を休止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第二十六条第三項、第二十八条第三項又は第三十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第二十八条第一項の認可を受けた業務規程によらないで食鳥検査の業務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 厚生大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により食鳥検査の業務の全部若しくは一部の休止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(食鳥検査の委任の解除)

第三十四条 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を指定検査機関に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を、厚生大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

(委任都道府県知事による食鳥検査の業務の実施)

第三十五条 委任都道府県知事は、指定検査機関が第三十二条第一項の許可を受けて食鳥検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十三条第二項の規定により厚生大臣が指定検査機関に対し食鳥検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検査機関が天災その他の事由により食鳥検査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において厚生大臣が必要があると認めるときは、

当該食鳥検査の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 厚生大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により食鳥検査の業務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により食鳥検査の業務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

4 委任都道府県知事が第一項の規定により食鳥検査の業務を行うこととし、又は厚生大臣が食鳥検査の業務の廃止に係る第三十二条第一項の許可をし、若しくは第三十三条第一項若しくは第二項の規定により指定検査機関の指定を取り消した場合における食鳥検査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生省令で定める。

第六章 雑則

(許可の条件)

第三十六条 第三条又は第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを變更することができ、

2 前項の条件は、食鳥肉等起因する衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(報告の徴収)

第三十七条 都道府県知事は、第十六条第七項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、厚生省令で定めるところにより、食鳥処理業者、食鳥処理衛生管理者又は届出食肉販売業者に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

2 厚生大臣又は委任都道府県知事は、第二十五条第三項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、

食鳥検査の業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、食鳥処理場若しくは食鳥処理業者若しくは届出食肉販売業者の事務所、倉庫その他の施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等の一部を無償で取去させることができる。

2 厚生大臣又は委任都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(食鳥検査等を実施する職員)

第三十九条 食鳥検査の事務並びに第二十條及び前条第一項に規定する都道府県の職員の職務は、食品衛生監視員、と畜検査員その他厚生省令で定める職員であつて政令で定める資格を有するもののうちからあらかじめ都道府県知事が指定する者が行う。

(聴聞)

第四十条 厚生大臣又は都道府県知事は、第八條、第九條、第十三條、第十六條第六項、第二十六條第三項又は第三十三條第一項若しくは第二項の規定による処分をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(不服申立て)

第四十一条 食鳥検査の結果については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 指定検査機関が行う食鳥検査に係る処分(検査の結果を除く)又は不作為については、厚生大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

3 この法律の規定により保健所を設置する市の市長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(手数料)

第四十二条 食鳥検査を受けようとする者は、都道府県(指定検査機関が行う食鳥検査を受けようとする者にあつては、当該指定検査機関)に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定検査機関に納められた手数料は、指定検査機関の収入とする。

(経過措置)

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(厚生省令への委任)

第四十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の許可を受けずに食鳥処理の事業を営んだ者

二 第十条の規定に違反して、他人に食鳥処理の事業を営ませた者

三 第十七条第一項の規定に違反して、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出した者

四 第十七条第二項の規定に違反して、食鳥とたいを譲り渡した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の規定による命令に違反した者

二 第九条の規定による禁止又は命令に違反した者

三 第十八条第一項又は第二項の規定に違反して、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を譲り受けた者

四 第十九条の規定に違反して、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を消費、廃棄又は食用に供することができないよう措置を講じなかった者

五 第二十条第一号の規定による禁止又は同条第二号の規定による命令に違反した者

六 第二十条第二号又は第三号の規定による都道府県の職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十七条 第三十三條第二項の規定による食鳥検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第六條第一項の許可を受けずに食鳥処理場の構造又は設備を変更した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第四項の規定による届出をせず、

又は虚偽の届出をした者

二 第三十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十八條第一項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十條の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第三十二條第一項の許可を受けずに食鳥検査の業務の全部を廃止したとき。

三 第三十七條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十八條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十五條、第四十六條、第四十八條又は第四十九條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第十二條第三項及び附則第五条(厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第五條第二十八號の改正規定に限る。)の規定は公布の日から、第十三條第三號、第四章(第十六條第一項、第二項、第八項及び第九項並びに第十七條第一項第四號(同号に規定する届出食肉販売業者についての届出に係る部分に限る。))を除く、第二十五條、第二十六條第三

項、第三十二條、第三十五條、第四十一條第一項及び第二項、第四十二條、第四十五條第三号及び第四号、第四十六條第三号から第六号まで、第五十條第二号並びに附則第三條(食品衛生法第五條の改正規定に限る。)の規定は平成四年四月一日から施行する。

(その他の許可に係る経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に食鳥処理の事業を営んでいる者が当該食鳥処理の事業についてこの法律による改正前の食品衛生法第二十一條第一項の許可を受けているときは、その者は、この法律の施行の日から一年間は、第三條の許可を受けずに、当該食鳥処理の事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可があつた旨の通知を受ける日又は許可をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

2 前項の規定により従前の例により引き続き食鳥処理の事業を営むことができる者は、同項に規定する期間内においても第三條の許可を受けることができるものとし、その者がその期間内に同条の許可を受けたときは、その者に係る同項の規定により従前の例によるものとされたこの法律による改正前の食品衛生法第二十一條第一項の許可(食鳥処理の事業に係る部分に限る。)は、その効力を失う。

3 第一項に規定する者が平成四年四月一日以後同項の規定により引き続き従前の例により食鳥処理の事業を営んでいる間において、その者に對し、食鳥処理業者が脱羽後検査を受けた後又は認定小規模食鳥処理業者が食鳥処理衛生管理者に食鳥の生体の状況及び食鳥とたいの体表の状況について第十六條第五項の厚生省令で定める基準に適合する旨の同項の確認をさせた後、食鳥とたいを譲り渡すときは、当該食鳥処理業者

者又は認定小規模食鳥処理業者については、第十七條の規定は、適用しない。

(食品衛生法の一部改正)

第三條 食品衛生法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「省令を以て」を「厚生省令で」に、「疑」を「疑い」に、「命令を以て」を「厚生省令で」に、「血液を」を「血液又は厚生省令で定める疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又はへい死した家さん(鶏、あひる及び七面鳥並びに厚生省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。)(の肉、骨及び臓器に、」但し」を「ただし」に、「獸畜の」を「獸畜又は家さんの」に、「当該吏員を」を「当該職員に、」書う虞」を「損なうおそれ」に改め、同條第二項中「獸畜の肉及び」を「獸畜及び家さんの肉及び」に、「省令で」を「厚生省令で」に、「且つ」を「かつ」に、「省令を以て」を「厚生省令で」に、「疑」を「疑い」に、「獸畜の肉若しくは」を「獸畜又は家さんの肉若しくは」に、「写を添附」を「写しを添付」に改める。

第十九條の十八第二項中「營業の下に」(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第 号)第二條第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。)を加え、同條第三項中「營業者」の下に「(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六條第一項に規定する食鳥処理業者を除く。)」を加える。

第二十條中「著しい營業」の下に「(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二條第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。)」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第四條 この法律の施行前にした行為及び附則第二條第一項の規定により従前の例によるものとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第五條 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五條第二十八号中「及び浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)」を「浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第 号)」に改める。

第六條第二十一号の二の次に次の一号を加える。

二十一の三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定に基づき、指定検査機関を指定し、指定検査機関に對し、認可その他監督を行うこと。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、食鳥肉等起因する衛生上の危害を防止するため、食鳥処理の事業について、その事業を都道府県知事の許可制とする等必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 この法律は、食鳥処理の事業について衛生上の見地から必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2 食鳥処理業者は、一定の構造・設備基準に適合した食鳥処理場ごとに都道府県知事等の許可を受けなければならないものとし、食鳥処理場ごとに食鳥処理衛生管理者を置き、衛生管理基準に従つて食鳥処理等を行わなければならないこと。

3 食鳥処理業者は、処理を行うすべての食鳥等について、都道府県知事の行う食鳥検査を

受けなければならないこととし、当該検査は厚生大臣の指定する者に行わせることができること。

4 その他食品衛生法等の改正を行うほか、本法施行に伴う所要の規定の整備を行うこと。

5 この法律は、平成三年四月一日から施行すること。ただし、食鳥処理衛生管理者の資格等に係る事項については公布の日から、食鳥検査等に係る事項は平成四年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

食鳥肉等起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食鳥処理の事業について必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設ける等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二年六月十五日

社会労働委員長 畑 英次郎
衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案に對する附帯決議
政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

一 都道府県及び保健所を設置する市における食鳥検査員の充足、食鳥処理衛生管理者の業務に對する監督の徹底、指定検査機関の充実等に努めること。

二 中小規模の食鳥処理業者の経済的な負担が過大とならないよう、融資その他の面で十分配慮すること。

三 食品衛生監視員、検査機器の整備等により、検査所における輸入食品の監視体制の充実に努めること。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案

右
国会に提出する。

平成二年五月十一日

内閣総理大臣 海部 俊樹

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまり求められていない状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に關しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、生涯学習に係る重要事項等を調査審議する審議会を設置する等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に關する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に關する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に關し、調査研究を行うこと。

三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。

四 住民の学習に關する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

五 地域における学校教育、社会教育及び文化に關する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に關し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に關し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に關する基準)

第四条 文部大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制の整備に關し望ましい基準を定めるものとする。

2 文部大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、生涯学習審議会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地域生涯学習振興基本構想)

第五条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。)及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を申請することができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前項に規定する多様な機会(以下「生涯学習に係る機会」という。)の総合的な提供の方針に關する事項

二 前項に規定する地区の区域に關する事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に關する基本的な事項

四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であつて政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に關する事項

五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に關する重要事項

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しななければならない。

4 文部大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認の申請に係る基本構想が次の各号に該當するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であつて政令で定めるものの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。

二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

三 その他文部大臣及び通商産業大臣が承認に当たつての基準として次条の規定により定める事項(以下「承認基準」という。)に適合するものであること。

5 文部大臣及び通商産業大臣は、基本構想につき前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部大臣にあっては生涯学習審議会の意見を、通商産業大臣にあっては政令で定める審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

6 都道府県は、基本構想が第四項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しななければならない。

(承認基準)

第六条 承認基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に關する基本的な事項

二 前条第一項に規定する地区の設定に關する基本的な事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に關する基本的な事項

四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に關する基本的な事項

五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項

2 文部大臣及び通商産業大臣は、承認基準を定めるに当たっては、あらかじめ、自治大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部大臣にあっては生涯学習審議会の意見を、通商産業大臣にあっては前条第五項の政令で定める審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

3 文部大臣及び通商産業大臣は、承認基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しななければならない。

4 前二項の規定は、承認基準の変更について準用する。

(基本構想の変更)

第七条 都道府県は、第五条第四項の規定による承認を受けた基本構想の変更(文部省令、通商産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文部大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 第五条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(基本構想の実施等)

第八条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を第五条第四項の規定による承認を受けた基本構想(前条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認基本構想」という。)に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 文部大臣は、承認基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。

3 通商産業大臣は、承認基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、文部大臣及び通商産業大臣は、承認基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、文部大臣、通商産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、承認基本構想の円滑な実

施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(負担金についての損金算入の特例)

第九条 第五条第二項第四号に規定する者(その者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である場合に限る。)が行う同号に規定する業務であつて承認基本構想に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合においては、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

(生涯学習審議会)

第十条 文部省に、生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律及び社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 学校教育、社会教育及び文化の振興に関する、生涯学習に資するための施策に関する重要事項

二 社会教育一般に関する事項及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関する事項

3 審議会は、前項第一号に掲げる事項に関し必要と認める事項を文部大臣又は関係行政機関の長に建議し、及び同項第二号に掲げる事項に関し必要と認める事項を文部大臣に建議することができる。

4 審議会の委員は、人格識見共に優れた者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十七人以内の委員で組織する。

5 審議会は、その所掌事務(社会教育法の規定によりその権限に属せられた事項に係るもの及び第二項第二号に掲げる事項に係るものを除く。)を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開

陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県生涯学習審議会)

第十一条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会(以下「都道府県審議会」という。)を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(市町村の連携協力体制)

第十二条 市町村(特別区を含む。)は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

附 則

1 この法律は、平成二年七月一日から施行する。

(社会教育法の一部改正)

2 社会教育法の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「審議会等」を「生涯学習審議会等」に改め、同条中「政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。

第五十一条第三項中「第十三条の政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

百一 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第 号)の施行に関すること。

第 号の施行に関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

理 由

国民が生涯にわたって学習する機会があまり求められていない状況にかんがみ、生涯学習の振興に寄与するため、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための構想の作成その他の措置について定めるとともに、生涯学習に係る重要事項等を調査審議する審議会を設置する等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民が生涯にわたって学習する機会があまり求められていない状況にかんがみ、中央教育審議会の答申を受けて、生涯学習の振興施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図るために、国及び地方公共団体を通じて必要な措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

平成二年六月十九日 衆議院會議録第二十八号

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案及び同報告書 日本国憲法第八条の規定による議決案及び

一六

1 生涯学習の振興に資するための都道府県の体制の整備等

都道府県の教育委員会は、生涯学習の機会に関する情報の収集、提供及び社会教育のための講座の開設等の事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとし、文部大臣はこれら体制の整備に関する望ましい基準を定めること。

2 地域生涯学習振興基本構想

(一) 都道府県は、特定の地区において、住民の生涯学習の振興に資するため、生涯学習に係る機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行う基本構想を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を申請することができることとし、必要な事項を定めるとともに、基本構想の実施を促進するための文部大臣及び通商産業大臣の必要な援助等について定めること。

3 生涯学習審議会

(一) 文部省に生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置くこと。

(二) 審議会は、この法律及び社会教育法に規定するもののほか、文部大臣の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策に関する重要事項等を調査審議することとし、これらの事項に関し必要と認める事項を文部大臣又は関係行政機関の長に建議することができること。

4 都道府県生涯学習審議会

(一) 都道府県に都道府県生涯学習審議会(以下「都道府県審議会」という。)を置くことができること。

(二) 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議するとともに、これらの事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議することができること。

5 市町村の連携協力体制

市町村(特別区を含む。)は、生涯学習の振興に資するため、関係機関等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

6 この法律は、平成二年七月一日から施行すること。

7 その他目的、施策における配慮等を定めるとともに、関係法律の改正等、所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由
 本家は、国民が生涯にわたって学習する機会がますます求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に寄与するため妥当であると認め、可決すべきものと議決した次第である。
 右報告する。
 平成二年六月十五日
 文教委員長 船田 元
 衆議院議長 櫻内 義雄殿

日本国憲法第八条の規定による議決案
 右
 国会に提出する。
 平成二年六月十五日
 内閣総理大臣 海部 俊樹

日本国憲法第八条の規定による議決案
 皇室は、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、平成二年十二月三十一日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、一億円以内を賜与し、また、平成二年十一月一日から同年十二月二十日までの間において、内閣の定める基

準により、天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができる。

日本国憲法第八条の規定による議決案(内閣提出)に関する報告書
 一 議案の目的及び要旨
 本家は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、平成二年十二月三十一日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、一億円以内を賜与し、また、平成二年十一月一日から同年十二月二十日までの間において、内閣の定める基準により、天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるよう、日本国憲法第八条の規定による国会の議決を得ようとするものである。

二 議案の可決理由
 本家は、天皇陛下の御即位に伴い、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
 右報告する。
 平成二年六月十九日
 内閣委員長 岸田 文武
 衆議院議長 櫻内 義雄殿

明治二十五年三月三十一日
 第三種郵便物認可

所 行 一〇五 東京港区
 虎ノ門二丁目二番四号
 大蔵省印刷局
 電話 03(587) 4302
 定価 本号一部 一三三円
 (税 三円を含む)